

平成21年3月16日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里巳
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 末次隆裕
次 長 黒川和広
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	浦	郷		究
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	角			眞
営	業	部	前	田	敏	美
営	業	部	伊	藤	元	康
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	永	尾	忠	則
北	方	支	岩	永		浄
会	計	管	森		基	治
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
市	民	病	古	賀	雅	章
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	久	原	義	博
企	画	課	橋	口	正	紀
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員	事務局	長	吉	野	孝	一
農業委員会	事務局	長	西	村	益	生

議 事 日 程 第 7 号

3月16日（月）10時開議

日程第1		新幹線と街づくり特別委員会報告（特別委員長報告）
日程第2		地域活性化特別委員会報告（特別委員長報告）
日程第3		常襲水害地・環境問題特別委員会報告（特別委員長報告）
日程第4		議会改革調査特別委員会報告（特別委員長報告）
日程第5		武雄市民病院問題調査特別委員会報告（特別委員長報告）
日程第6	第1号議案	武雄市戸別浄化槽条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第7	第2号議案	武雄市部設置条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第8	第3号議案	武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第9	第4号議案	武雄市特別会計条例の一部を改正する条例（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第10	第5号議案	武雄市文化財保護条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第11	第6号議案	武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第12	第7号議案	武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第13	第8号議案	武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第14	第9号議案	武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第15	第10号議案	武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
日程第16	第11号議案	財産の取得について（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第17	第12号議案	市道路線の廃止について（質疑・建設常任委員会付託）
日程第18	第13号議案	市道路線の認定について（質疑・建設常任委員会付託）
日程第19	第14号議案	武雄市土地開発公社定款の変更について（質疑・総務常任委員会付託）
日程第20	第15号議案	平成20年度武雄市一般会計補正予算（第13回）（質疑・所

		管常任委員会分割付託)
日程第21	第16号議案	平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第22	第17号議案	平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算(第3回)(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第23	第18号議案	平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)(質疑・福祉文教常任委員会付託)
日程第24	第19号議案	平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第25	第20号議案	平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第26	第21号議案	平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3回)(質疑・建設常任委員会付託)
日程第27	第22号議案	平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第3回)(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第28	第23号議案	平成20年度武雄市給湯事業特別会計補正予算(第1回)(質疑・産業経済常任委員会付託)
日程第29	第24号議案	平成20年度武雄市病院事業会計補正予算(第4回)(質疑・総務常任委員会付託)
日程第30	第41号議案	平成20年度武雄市一般会計補正予算(第14回)(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)

開 議 10時 1分

○議長(杉原豊喜君)

おはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から追加提出されました第40号議案、第41号議案及び第42号議案を一括上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。

日程第1～第5 新幹線と街づくり特別委員会報告～武雄市民病院問題調査特別委員会報告

日程第1. 新幹線と街づくり特別委員会報告から日程第5. 武雄市民病院問題調査特別委員会報告までの以上5件を一括議題といたします。

順次、特別委員長の報告をお願いいたしたいと思います。

最初に、新幹線と街づくり特別委員会の報告を求めます。9番山口良広新幹線と街づくり特別委員会副委員長

○新幹線と街づくり特別委員会副委員長（山口良広君）〔登壇〕

おはようございます。すみません、新幹線特別委員長が所用でおくれるとのことで指示を受けましたので、私のほうから報告をさせていただきます。

新幹線と街づくり特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は4月23日に設置がなされ、5月14日、8月21日並びに11月14日の3回の委員会を開催しました。

当委員会は、まず九州新幹線長崎ルートの地元並びに国の動き、経過を確認しました。当市においての大きな契機として、平成20年3月26日に九州新幹線武雄温泉―諫早間工事実施計画の認可がなされ、起工式、記念式典が開催されたことは皆さん御承知のとおりでございます。その着工に向け、鉄道運輸機構九州新幹線建設局の工事事務所の誘致を希望していましたところ、市長を初め関係各位の御尽力により当市に設置されました。大変喜ばしいところでございます。その後、工事費の負担割合、今後の計画を確認いたしました。

また、市民レベルでは、武雄市新幹線活用プロジェクトが発足され、産官学一体となって新幹線を生かしたまちづくりについて研究がなされていることも、一体感、機運向上、経済浮揚に大きく寄与するものと思われま。

当委員会は、平成21年2月4日、九州旅客鉄道株式会社小倉工場内で技術開発が進められている軌間可変電車、いわゆるフリーゲージトレインを実際に視察し、研究概要、試験の経過並びに結果、今後の見通し等について研修をいたしました。

また一方で、新幹線を生かしたまちづくりの一環として、九州新幹線新駅開業から3年経過しました駅及び周辺整備の視察として、鹿児島県出水市を視察しました。ツルや薩摩藩のゆかりの地として観光の側面を持ち、今後ベッドタウン化が期待される出水市でした。当武雄市においても、博多との時間的短縮があり、今後ベッドタウン化も視野に入れたまちづくりは大事だと武雄でも思っております。

当委員会としましては、今後、国の動き、事業の進捗、区画整理事業との連動した課題、また、武雄市新幹線活用プロジェクトとのタイアップなど、視察の結果を踏まえて、まちづくり並びに新幹線を十分に生かせるよう、官民一体となって頑張らなくてはならないと思っております。複線化や高架による安全対策課題や各種市民ニーズを的確にとらえ、発生する負担金や国の動向など情報や審査結果を皆様に十分伝えたいと思ひます。

以上、報告します。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、地域活性化特別委員会の報告を求めます。末藤地域活性化特別委員長

○地域活性化特別委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

おはようございます。地域活性化特別委員会の中間報告をいたします。

平成20年8月25日、特別委員会を開催し、本市の企業誘致の状況について執行部から説明を受けました。

内容を申しますと、ここ数年、企業が希望されている立地条件には大規模な区画が多いものの、県内はそのような大型の工業団地が不足する状況にあることから、平成19年度に佐賀県と市町の共同整備方式による新産業集積エリアの整備が行われることになりました。

武雄市では、この新産業集積エリア地区に平成19年11月の第1次分から申請を行い、平成20年3月、北方町西宮裾地区に有効面積20ヘクタールを整備地として選定されました。選定される際の条件の中に迅速な開発ということがありまして、早速、平成20年6月定例会で補正予算が組まれ、本年度測量設計、地質調査、基本設計、環境調査等が行われるということでした。

本委員会の中から出た意見といたしましては、整備地から重要な交通アクセスである県道北方朝日線と国道34号線が交差する大崎西交差点が現在も大変混雑しているという状況の中、造成工事に入れば深刻な交通渋滞を起こすのではないかというような意見が述べられました。

また、平成20年10月26日から27日にかけて、広島県尾道市と竹原市において視察研修を行いました。

尾道市では、景観地区及び尾道ニュービジネス発表会、「一日若者しごと館」について研修させていただきました。特に尾道ニュービジネス発表会では、尾道市内で新しいビジネスを展開しようとする方を公募し、その発表の場をつくり、新規性のある若い人の起業を応援しているとのことでした。そこで発表される事例には、まちをよくするためにはこう考えているといった内容のものも含まれており、実際に事業化された「工房おのみち帆布」については、衰退しかけた地場産業を盛り上げるため、地元の女性を中心としたNPO法人による事業で、年間5,000万円くらいの売り上げになっているというようなことでございました。

竹原市においては、伝統的な町並み保存地区を活用した観光地づくりについて研修をさせていただきました。竹原市の保存地区は、江戸後期の町屋が多く、また現役の住宅でもあることから、その保存については外観の維持に対する補助や空き家への定住促進、防災対策などに重点を置いているとのことでした。この町並み保存地区を生かした観光地づくりとしては、地区一帯を竹でライトアップするイベント「たけはら憧憬の路」の開催や、瀬戸内海沿岸を走る列車を沿岸周辺の市とJRによる共同事業で改造し、観光列車「瀬戸内マリレビュー」としてJRに運行してもらおうといった事業を行っているということでした。

本特別委員会においては、今後も企業誘致や観光資源の活用など、武雄市の地域活性化への課題に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、常襲水害地・環境問題特別委員会の報告を求めます。樋渡常襲水害地・環境問題特別委員長

○常襲水害地・環境問題特別委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

おはようございます。常襲水害地・環境問題特別委員会の中間報告をいたします。

昨年10月21日に、提案活動趣旨等の協議を検討いたしました。

その後、11月14日に武雄河川事務所へ要望活動を行い、同日午後には国土交通省九州整備局への要望活動を行いました。なお、本年は松浦川改修事業の促進を図るとともに、大臣管理区間より上流部の若木地区、武内地区の県管理区間を含めた安全度の早期向上を図り、また、六角川の治水安全度を高めるために、上流部における洪水調整機能の調査研究の要望に加え、昨年同様、常襲水没のおそれのある家屋については、河川改修等のハード整備と並行して、家屋に移転補償制度のソフト事業創設を含めた対策の推進を切に訴えてきました。

また、今年2月18日には、副市長、議長、建設委員長とともに、本省並びに国会議員への提案活動を行いました。そこでは、先日の市長答弁にもあったように、六角川の上流部における洪水調整機能については、これは一般質問の山口昌宏議員の大坪採石場の跡でありますけど、この点についてはぜひ検討をさせていただきますと非常に前向きな姿勢を感じられたところでございます。

また、2月には京都府宇治市における水害対策事業の視察研修をし、水害地における環境対策をあわせた施設整備や水害対策などの情報交換もあわせて行いました。

近年の異常気象、例えばゲリラ雨と言われるような豪雨や、台風、濁水などによる市民への影響が最小限になるよう、また、よりよい環境を考察するために、これからも随時活動していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、議会改革調査特別委員会の報告を求めます。川原議会改革調査特別委員長

○議会改革調査特別委員長（川原千秋君）〔登壇〕

おはようございます。議会改革調査特別委員会の中間報告をいたします。

本委員会は平成20年4月臨時会において、武雄市議会制度の見直し、議会運営の対策検討及び問題を調査する観点から、調査及び対策に当たる目的で設置をされました。

平成20年8月と平成21年2月に委員会を開催し、問題等の協議を重ねております。

議員定数については、議員全員で協議すべき問題であり、委員会としての協議はしないと

いう結論にいたしております。

協議事項といたしましては、1. 1番目に一般質問について、2. 委員長報告について、3. 全員協議会のあり方について、4. 政務調査費について、以上4項目の協議事項に絞って協議していくことを確認いたしました。

一般質問については、質問時間の現状や質問席の飲み水の設置要望、委員長報告については、従来、議案番号順に委員長が報告のため登壇しているのを、委員会ごとに報告し、登壇回数を減らすことができないかとの協議。

全員協議会については、平成20年6月の地方自治法改正で、会議規則の定めるところにより、議案の審査や議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる旨の規定が新設され、全員協議会等の任意の会議を正規の議会活動と位置づけることを協議し、また、政務調査費については他議会との比較を行い、適正化の協議を行ってまいりました。

今後につきましては協議結果を精査して、早期実現できるものから改革していくことを確認し、また、議会運営において申し合わせ事項の見直しなどを行い、よりよい武雄市議会運営のための協議を進めたいと思っております。

以上で議会改革調査特別委員会の報告といたします。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、武雄市民病院問題調査特別委員会の報告を求めます。黒岩武雄市民病院問題調査特別委員長

○武雄市民病院問題調査特別委員長（黒岩幸生君）〔登壇〕

おはようございます。皆さん方既に御承知のとおり、武雄市民病院問題調査特別委員会は、平成19年12月定例会において、市民病院の厳しい経営と地域医療を確保する観点から、調査及び対策に当たる目的で設置されました。

また、平成20年1月から3月にかけて7回の委員会を開催し、問題等の協議を重ね、その間、新医師臨床研修制度による勤務医不足などの問題に直面し、救急医療の休止などに対する問題解決の処遇が急浮上したところであります。

委員会といたしましては、執行部に対して武雄市民病院の方向性を提案するように求めて、民間移譲という提案がなされ、医療法人池友会への経営移譲の議決をしたことは皆さん方御承知のとおりでございます。

平成20年度の取り組みについては、昨年8月11日とことし2月13日に特別委員会を開催し、委員会の今後の取り組み方について協議したところであります。

私から、民間移譲の一定の方向性が出たので、委員会の存続をどうするか、解散して緊急かつ必要において再設置すべきではないかと提言したところ、各委員から、移譲まではあと

1年ほどあるので、移譲に対しての要望などを論議すべきであるという意見が出されたところであります。

以上のような委員からの意見を集約して、移譲までは武雄市民病院としての位置づけで、武雄市民病院問題調査特別委員会にて広く調査研究を行うため、引き続き継続して行くことを確認いたしました。

以上で武雄市民病院問題調査特別委員会の報告といたします。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

ただいまの報告はいずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思います。

以上で各特別委員会の報告を終わります。

これより議案審議を開始いたします。

日程第6 第1号議案

日程第6. 第1号議案 武雄市戸別浄化槽条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

おはようございます。第1号議案 武雄市戸別浄化槽条例について補足説明を申し上げます。

議案書の1ページからでございます。

本条例は、戸別浄化槽の設置、使用及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

条例の内容ですが、第1章は総則で、第1条は趣旨、第2条は用語の定義でございます。

第2章は戸別浄化槽の設置について規定し、第3条で戸別浄化槽の処理区域を定めたときの告示について、第4条から第6条は戸別浄化槽の設置申請等の手続について、第7条から第9条では分担金の額や増嵩経費について定めており、分担金の額は浄化槽1基につき15万円としております。

第3章は排水設備の設置について規定し、第10条から第13条で戸別浄化槽に接続する排水設備の計画や工事の施工等に関する規定を定め、第14条において無届け工事を行った者に対する措置を規定しております。

第4章は戸別浄化槽の使用について規定し、第16条では戸別浄化槽を使用する際の手続について、第17条から第19条では使用料の算定、徴収等について規定しており、使用料といたしましては第18条の別表7ページで定めていますように、基本料金として5立米以下は月額1,000円、5立米を超え10立米まで月額2,000円、超過料金といたしまして10立米を超える分から1立米当たり180円としております。第20条は分担金及び使用料の減免、第21条は戸別浄化槽の保守点検に係る光熱水費の負担について規定しております。

次に、第5章は戸別浄化槽の保管等について規定し、第23条では自己の責めに帰する場合の修繕費用の負担について、第24条では戸別浄化槽の移設等に関する手続や費用負担について、第26条では建築物の所有者に変更があった場合の手続について規定しております。

第6章、第27条及び第28条では既設の個人設置浄化槽の寄附について規定し、寄附の申し出により受け入れた個人で設置した浄化槽を戸別浄化槽とみなし、この条例の規定を適用することとしております。

第7章は補則事項について規定し、第30条では条例中の無届け違反や義務違反などについて、5万円以下の過料に処することとしております。

なお、附則で本条例は21年4月1日から施行することとしております。

また、使用料については、戸別浄化槽事業に関する財政状況を勘案し、5年以内に再度検討し見直すこととしております。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第1号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑通告がっております。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第1号議案について通告しておりましたので——その前に資料をお願いしていましたけどね。どういう資料かという、通告にも書いていましたけれども、個人型から市町村型に切りかわる下水道等の標準世帯の料金の比較についての資料を提出いただきたいと事前に言っておりましたけれども、まだ出ないんですか。

個人型から市町村型に切りかわるのは、下水道事業の利用者間の不平等性を解消する上では積極的な展開であって歓迎するわけですがけれども、もう既に個人型で設置しているところと、今度の公共下水道の料金に合わせると、標準世帯でどういう料金の差が出てくるのか、そこは資料をお願いしたいということによっておりましたけれども、出ないんですか。

○議長（杉原豊喜君）

部長どうですか、資料は。

〔まちづくり部長「資料はすぐ提出します」〕

資料はできているそうですので。

○22番（平野邦夫君）（続）

それじゃ、質疑中に出していただければと思います。

1つは、もう既に個人型で設置している世帯がありますよね。その人たちは市に寄贈することになって、保管義務等々も課せられておりますので、移行をすることによって公共下水道とどちらが有利なのか、どうするかというのを判断していく上で必要ですので、資料を急いで出していただきたいと思います。

そこで、個人型の場合は2カ月に1回の清掃点検がありますよね。これと、年に1回の汚泥引き抜き、いわば清掃というのが衛生法で義務づけられております。そこで、既設の個人型合併浄化槽をやっているところで年に1回の清掃というのが、実施率何%ぐらいなのかですね。

個人と業者との間で契約を結んでいます。どの業者を選んでもいいわけですがけれども、市町村型になると市と業者との契約になりますね。市に義務づけられる年に1回の清掃というのは、これは100%実施しなきゃならん。今はまちまちでしょう。100%にいつているのかどうかわかりませんよね。全県的にも一番進んでいるところで、年に1回の清掃が小城市の90%。武雄市はどの程度いつているのか、そこは数字を出していただきたいと思います。汚泥の引き抜きも含めてね。

それからもう1つは、その体制を補強していかなきゃいけませんね。そうすると、市と業者と契約する際に、実施率100%を目指す場合に、それは市の責任ですがけれども、実際にやるのは業者のほうになってきますから、体制がどう保障されていくのかというのが1つあります。

それから、今は年に1遍の清掃と、それから2カ月に1遍の検査ですがけれども、これは個人と業者との間で、5人槽の場合には2カ月に1遍3,200円、年に1遍の清掃については5人槽で3万9,000円、これを合わせると5万8,200円という個人負担をしているわけですが、これが今度は市と業者との契約になりますね。料金設定というのは、市と業者との間の個別になっていくのか、あるいは、議会がチェックできるのは、審議できるのは、委託料で議会に予算が出てきたときにはそれができますけれども、料金の設定といえますか、それがどういうシステムで進められていくのか、そこはぜひお願いをしたいというふうに思います。

それから、幾つも言っても一遍には大変ですがけれども、機種を選定の問題ですね。機種を選定の問題は、結局、今までは設置する個人が業者と――別に業者も、どの機種にしますかということはなかなか言いませんけれども、業者と個人で選定する、いわば個人の希望もそこに反映されていきますよね。

しかし、今度は市が業者に対して機種を決めるというわけにはいかない場面も出てくるでしょうけれども、機種を選定というのはどういうふうに決められていくのか。そこはぜひ、保管義務は個人にあるわけでしょう。例えば、A社、B社、C社それぞれの機種が入りますよね。すると、保管は個人がせないかんというふうになっていきますので、その決定というのはどこでどうされていくのか、まずそこら辺から答弁いただけますか。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

まず、今の維持管理費との相違ということで御説明いたします。

今調べていますものでは、5人槽の場合と7人槽の場合とあると思うんですけど、保守点検を通常一般の方が業者とやられている場合は、一番多いのが2カ月に1遍という点検をされていると思います。その場合、大体今個人さんが支払っておられるのは、月3,200円に消費税を加えた3,360円とか、あるいは3,000円に消費税を加えた3,150円とか、そういう形での支払いをされていると思います。これは業者によってちょっと相違がございます。それと、汚泥の引き抜きという形で年1回の清掃をされるわけですが、そのときの、聞き取りで調べたところでは、7人槽の場合で清掃と汚泥抜き取りと合わせて、大体4万円に消費税を加えて4万2,000円。それと、今議員おっしゃられた5人槽での3万9,000円というのがあるようでございます。

市としましては、これを今回市で点検をすることになるわけですが、そのときの点検につきましては、浄化槽法で4カ月に1回以上の点検をします。ということは、年3回以上ですね。それと年1回の清掃をするという規定がございます。これをもって今積算をしております。

その中で、今回4カ月に1遍の年3回でいこうというふうに計画しております。それで、2カ月に1遍の点検と4カ月に1遍の点検ということになれば、若干1回の点検の作業時間がふえる。それともう1つは、点検のときに消毒剤を入れるわけですが、その消毒剤の量がふえる。それともう1つは、汚泥の活性剤が若干必要になってくる場合があるということから、今、市で年3回、4カ月に1遍ということで積算している点検の費用としましては、1回当たり4,399円ぐらいになるんじゃないかならうかと今積算をしております。

それと、汚泥の抜き取りでございますが、汚泥の抜き取りについては5人槽で2.1立米、7人槽で3立米ぐらいの汚泥の抜き取りになるんじゃないかならうかというふうに想定しております。それでもって、この汚泥の抜き取りの単価につきましては、し尿くみ取りの条例がございますので、それに準じた金額を払うという形で、今この清掃あるいは点検につきましては各業者、区域が決まっているわけですね。

点検につきましては、県の条例で、旧武雄市では3社が指定されております。旧北方町は1社、旧山内町でも1社という形で指定がなされております。そして、くみ取りにつきましても、武雄市にはくみ取りの許可をもらった業者さんは4社あると。ですから、汚泥のくみ取りについてはその4社、点検については5社のうちでやられると。その場合に、市としましては今うちで積算しております金額を単価契約したいというふうに思っております。くみ取りについては条例に準じるという形で計算しております。

そういうふうなことで計算した場合、7人槽の場合でいきますと大体年間、水質検査まであわせて5万7,000円程度かかるというふうに見込んでおります。今、一般の民間の方が1年間でやられているのを想定しますと、大体6万円から7万円の間じゃないかならうかというふうにご想定しておるところでございます。

それから、点検をどのくらいされているかという質問がございましたが、これにつきましては保健所のほうに各業者さんから実績報告が出るわけですね。それでもって、保健所が今想定しているところは、武雄市内では保守点検、あるいはくみ取り、清掃、ここら辺をどのくらい実施されているかというパーセントでいけば、保健所で聞いたところによりますと大体5%から6%が未施工というか、実際されている人が九十四、五%だというふう聞いております。

それから、機種を選定でございます。

機種を選定につきましては、これは今、管理業者が武雄市内に数社あるわけですが、そこら辺との聞き取りで、どれが一番手間食わんと言うたらおかしいですが、一番維持管理がしやすいですかという形での聞き取りを今行っているところです。それで、今回市町村型を実施するに当たり、発注するまでには、これかこれかこれに機種をしてくれんですかという形での機種選定をやりたいというふうに思っています。そこら辺については、今の保守点検業者との聞き取りで、単価的なもの、あるいは保守点検のしやすさ、そこら辺から今後発注までの間に決定したいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

結局、年に1遍の抜き取り、清掃ですね、これは法的に義務づけられていますよね。市町村型になると、これは100%実施していく。でなければ、それを怠りますと水漏れを起こして合併浄化槽の本来の機能を発揮できないと。単独浄化槽みたいになってしまうわけですからね。

実際に部長の認識からいいますと、旧武雄市内の2社、体制上の問題もありますけど、なかなか体制が整わないということもあって、あるところは30%台、あるところは40%台、保健所が九十数%だというのは実態とは違うんじゃないですか。厳密に市町村型に切りかわる場合には、実際100%にしていけないと、保守管理をね、この第22条で戸別浄化槽の適正な保管という場合に質をまず問われるわけでしょう、隣近所に流すわけですから。

次の質問に入りますけれども、そうした場合の苦情をこっちが受けなきゃいかんわけでしょう、水質汚濁の関係でいいますとね。そういった意味では、年に1遍の清掃というのは、目詰まりを起こさないためにも100%実施する。実態は30%、あるいは40%台でしかできないと。それは処理能力等の関係も出てくるでしょうから、そこは実態をきちんとつかんでおってほしいというふうに思います。

次の質問に行きますけれども——資料を出してくださいよ、さっきの口頭で説明された、料金の平均世帯をね。

それから、今言われた機種を選定の問題ですけれども、これは武雄市の条例でいいますと、

武雄市の河川をきれいにする条例がありますよね。それに基づく施行規則もあります。これと機種の関係というのは切り離せない問題だと思うんですね。

武雄の場合は六角川の上流市でもある、松浦川の上流市でもあるということから、河川浄化に関しては条例で決まりましたよね。それで、国は合併浄化槽の場合には20 p p m——BODでいいますよね。生物化学的酸素要求量、BODでいうと国の基準は20 p p m、武雄市は上乘せして10 p p mでしょう。条例には、説明していただきたいのは最大160 p p mと、そのとき合併浄化槽を武雄市が初めて導入するときに、10 p p mというのが1つの基準として出たんですね。国は20 p p m以下でいいですよと、武雄市は上流市だからもっとそこは厳しくしていきましょと、水質汚濁防止法からいいましてね。その関係はどうなりますか。武雄市が当初設定した10 p p m以下。

そうしますと、何が必要かといいますが3次処理が必要になってきますよね。接触曝気槽をある程度つけなきゃいかん。そこはどう考えておられるんですか。国の20 p p m以下、武雄市が扱っている機種というのは国の基準でつくられていますよね。武雄市の条例、施行規則に合わせて10 p p m以下の機種というものはあるんですか。あるいは、それがなければ3次処理の機能を布設しなきゃならんと。その関係での答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

議員おっしゃられる3次処理ですが、確かに武雄市は10 p p mということで、この浄化槽についてはスタートしております。ただ、この10 p p m、当初は3次処理槽まで高度処理をなさという形での指導をしていたわけですが、平成14年じゃなかったかと思います。今の20 p p mの機種で十分放流水の水質が10 p p m以下で放流できるというところから、機種については3次処理槽までつけなくても、20 p p mの機種で十分クリアするというところから、今まで個人設置型に補助をしていたわけですが、そのときの基準を高度処理、あるいは3次処理槽をつけなくていいという基準に変えたという経緯がございます。

そういうことから、今回も機種として10 p p m以下という形での機種の選定は指定しないつもりでございます。ただ、今回、武雄市の場合には有明流総という基準がございますので、その問題で窒素処理型をつけたいというふうには考えております。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

例えば、中野住宅、山下住宅、御船が丘小学校、こういうところは石井方式で5 p p m以下まで抑えられる、いわば機能としては高度なものをつけていますよね。そうすると、個人の場合に国の基準の20 p p m以下という基準に照らし、今の機種はどの会社の機種もクリア

できる。山下住宅、中野住宅、御船が丘小学校それぞれは、水質検査で検証ができるんですけども、個人の場合はどこでどう検証するんですか。20 p p mの機種で武雄市が設定している10 p p m以下に十分対応できる、これは検証したことあるんですか。3次処理をつけなくてもこれをクリアできるんだと。

個人には保管義務を負わせるわけでしょう。それは物質的な保管と、そこから最終処理される水質の汚濁にまでその義務を負わせられるとすれば、隣近所の関係からいきますと、それに流し込む汚水が基準どおりいっているかどうかというのを確かめにやいかんでしょう、苦情は個人に来るわけですから。そこら辺はどういった形で検証されているんですか。クリアできると国は言う。武雄市は10 p p m以下に条例を決めている、これをクリアしているという実績があるんですか。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

この問題につきましては、以前、武雄市が高度処理10 p p m以下にするというところからの上乗せ補助をしておったわけですね。その上乗せ補助をやめた段階で、それまでの20 p p mの機種、型式としては20 p p m以下の型式ですね。その型式でもって、実績で十分10 p p m以下の実績が出ているというところから、その上乗せ補助をやめて、今の20 p p mの機種でも十分できるというところで、その段階で、そのときに何しろ実績としてあるからという実績調査をされて今現在に至ったというところでございます。

〔22番「武雄市はしていないわけね。市としてはしていないわけね」〕

市で直接調査をしたということはございません。ただ、今回、市町村型でする場合、各家庭に設置して市が維持管理をするわけですが、そのときの水質検査の実績はすべて市に上がってきますので、その段階で10 p p m以下になっていることが証明できると思います。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

せつかくの機会でございますので、ちょっと聞いておきたいんですけども、結局大きな――すべてを見てですね、北方、山内、武雄を見ていったときに、もう1つは公共下水道、農業集落排水事業というのが戸別型ですね。個人もいろいろあります。これがどっちに向かっているかということが一番大事だと思うんですよ、やり方が。結局は、農業集落排水事業、取りかかるところは一緒ですけども、次に何年かして改築するときには、ほとんど全部自腹ですよ。だから、そのために幾らか積み立てておかねばいかんというのが原則ですね。

水道であれば、みんなが1つですから、一般財源を入れても問題はないですけども、こ

ういう状態の中で、すべてを公共下水道、あるいは農業集落排水、あるいは都市型でやっていくという考え方に立っているのかですね。そうしなければ、維持管理かれこれはいつも一般財源を出さなきゃいかん。農業集落排水も一緒やったですね、1つに合わせようというのは非常に難しい状態なんですよ。

だから、すべて網羅して、1市2町すべての——今何戸になりますかね、それをそういう形でいくんだという姿勢じゃなければ、一般財源を出すときは、かたっていない人も出さなきゃいかんですよ。個人でいく人は個人でそのままいいけど、その人たちも金を逆に負担せなきゃいかんようになるわけですよ。

だから、その基準的などころをですね、全部一律になっておけばいいですけども、うちの場合というとおかしいですが、北方はどうやってきたかといいますと、橋下、あそこはですね、やはり米が売れるように——下水が入らなくてですね。だから、橋下だけはやろうということでうちはやったんですよ。当初は、西杵団地かれこれする予定でしたけれども、どうしてもあとの維持管理費が高くなっていくということから、なるだけ個人でやってもらおうと、それに大いに負担をしていこうという考えに変えたんですね。引きずりますからね。だから、もっとひどく言えば、ただでつけてやっても合うんじゃないかという考えをしたんですね。どうしても公共ですれば高くなっていくというのがあるわけですね、病院のことは言えませんが。

だから、そういうことを踏まえて、じゃあ武雄市はすべて環境を守るためにどこでもやっていくんだということになれば、例えば、お年寄りでどうしても金を出せないという人には補助してやる制度をつくっていかんやいかんですよ。だから、全体的にどうなのかですね。大きな目標ですけども、市長の考えをぜひともここで、それをぴしっと打ち出しとかんぎ、個々に悪いところ修繕になりますからね。公共下水道、農業集落排水事業、個人のと、みんなそれは、むしろ平野議員先ほど、私ちょっと違う方向だったんですけども、全部救ってやるんだという考えにならなければこれは通らんですね。部長おわかりでしょう、市長ちょっと今首ばかりげんさったけど、そこば決めなければいけないと思いますけれども、質問させていただきます。——わからんかな。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

武雄市の排水処理計画というのを昨年つくりました。その排水処理計画の中で、ここは農集排でするんだ、ここは公共でするんだ、ここは戸別浄化槽でするんだという3つの地区を、市内全域にかぶせたというところがございます。

今回の条例につきましては、その中の戸別の浄化槽でする区域について市町村型を導入するということがございます。そして、それに対して、それを接続される方、あるいは設置

される方に対しては、また次の条例で上げておりますが、融資あっせんをしていきたいというふうに考えております。

それでもって、料金につきましては、これもまた、今5年をめどに検討して見直すという条例をつけておりますが、公共下水道についても、農集排についても、今回の浄化槽についても、何しろ5年以内に検討してまた見直すという形での料金設定を掲げております。その段階で統一するのかどうか、また検討していかにかいかんというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

それは統一せんぎだめですよね、統一しなければ。公費を出すんですからね。維持管理に一般財源を払えば、例えば松尾議員のところはしておる、うちがしていないといたら、私の金を松尾議員に払わにかいかんようになりますね。そういう不公平が生じてくるんですよ。

だから、隣から教えていただきましたけれども、高い負担でいいのを引くのか、低かどていくとかという意味ですよね。市はどっちをねらっているかですよね。すべてを市でやっていくんだよということなのか、なるだけへずっていくのか。これは農業集落排水事業でも、95%の補助といいましても、今度つくるときには丸々持ち出しですよね。持ち出しを、例えばかたっている人だけに出せませんから、ほかの人も税金出すわけでしょう、一般財源を入れるということは。だから、そこを最初にぴしっと基本方針を決めにかいかんと思うんですよね。もしそうであれば、北方のエゴばっかい言いようごたばってん、北方はそういう形でしてきとったけん、ここでみんな、農集排なり何でんせんぎ損とは言いませんけど、それに合わせにかいかんですよと。市が負担してくれんですかという形になるわけですよね。

繰り返しますと、北方が橋下につくったのはもちろん環境を守るため。米をつくるとに、し尿の入らない米だと、橋下米をブランド化するんだという意気込みでつくったんですね、あそこはね。だから、お互いだれかしてくれるやろうという考えじゃ大変なことになりますからね。しかし、そういうふうの一つの方向に持っていくのであれば、北方に対しても、また今から啓蒙活動していかにかいかんです。みんな大いにやりましよう、もっと川をきれいになすためにやりましよう。個人じゃなくて、何人か集団でやっていましようという話にしかならんすよね。だから、その方向でいいんですかって。それをしていった後は、後でまた高い負担になったら大変ですからね。負担は高く要るんですから。だから、その大きな政府、小さな政府と言ったらいいですかね、大きな政府になっていくんですよね。答弁を求めます。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

今回の市町村型につきましては、郊外部が集合処理でした場合はどうしてもコストが上がると、建設費が上がると、そういうところから市の負担もきついというところで、この市町村型を採用して、これに取り組もうとしたわけです。それでもって、極力、皆さんにこれに参加して水洗化率が上がるようにと、市の負担を小さくして水洗化率が望めるというところから、この事業を採用したつもりでございます。今後は予算の範囲内で啓蒙を深めながら、この設置する申請者、希望者ですか、それがふえていくようにしたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

やめようと思いましたが、今部長がおっしゃるのは、むしろ公共下水道よりこっちのほうが安くいくからという考えでやっているということですよ。しかし、そうであっても、もう1つ個人もありますから、そこら辺から考えていったとき、市で入れば、どうしても後の改築するときに金を払わなきゃかんようになるわけですよ。その分は事前には取れないわけでしょう。計算したらわかりますよね。みんな一緒の地区だからしませんけれども、例えば山内なら山内だけで計算したときはこうなっていくんですよと、実際これだけいるんですと前計算したですよ。だから、そっちに向かっていきやすいんですよ、今の考えは。公共下水道とそれを比べればわかりますけど、ほかに農排も持っていますし、公共も持っていますからね。そこら辺に引っ張られますからということですよ。——まあいい、わかりました。いいです。

○議長（杉原豊喜君）

答弁いいですか。

〔29番「はい」〕

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

第3条について、関連をして質問したいというか、処理区域の設定の分です。

御承知のとおり、今お話しがあったように、公共下水道というのがスタートしていますし、農業集落排水事業もスタートしているわけでありますが、旧武雄市の場合、183ヘクタールの都市計画に基づく下水道区域というのを設定していますよね。さらに、その観点でいくと、いわゆる426ヘクタールの公共下水道の区域の設定も既にしていますよね。その分のところと、この部分がどういうふうな形で整合性をとるのかというのがあるんですよ。183ヘクタール、公共下水道は既にもう事業としてもスタートしておりますので、一定の計画のめどというか、計画年次というのがわかるわけでありましてけれども、私がちょっと心配してい

ますのは、実は426ヘクタールの公共下水道区域の部分ですね。制度と制度の間で必ずこう——今の進捗状況から見ると、426ヘクタールの部分というのは、はるか先というふうに考えるんです。その区域が今回の戸別、この条例に基づく区域の中に設定されるのかどうか、それについてお尋ねしておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

この処理区域につきましては、生活排水処理基本計画の中の武雄の区域の約420ヘクタール、あるいは北方の約200ヘクタール、この区域は今度のこの市町村型は含まれておりません。ということから、その区域につきましては、これまでも個人に補助する個人設置型を継続していくという形になります。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

今ちょっと聞いていると、420ヘクタールの網をかぶせたところですね。北方が、特別環境保全何とかというて、あれも200ヘクタールぐらい網をかぶせてありますね。その分は今回の分には対象にならないということで、そうすると、その部分については従来どおりという、その担保というか、従来どおり個別的に補助をもらってするということになりますよね。その補助の部分というのは、その担保というのはどこにあるのでしょうか。条例的にあるのか、事業というのは国の財政事情によって補助金を上げたり下げたりしますよね、特に今は下げられている。その部分についてはどういうふうに見込みを考えてあるのかなと思うんですけども、わかるでしょうかね。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

今議員おっしゃられた担保というのは、その分の予算を確保するかということですかね。

〔27番「そうそう」〕

これにつきましては、武雄市で今年度までやってきた基数としましては、大体140、150という基数でもって個人設置型をやってきたわけですが、その中で今回の市町村型の区域というのが大体6割です。そして、今説明しました武雄の420ヘクタール、あるいは北方の200ヘクタールという区域のところでの設置基数というのは、そのうちの4割ぐらいを設置しております。それで、恐らく今後もそれだけの個人設置型は発生するだろうということから、その分の基数については、ずっと予算を計上していこうというふうに考えております。これは、補助のメニューとしましては公共下水道の事業と同じメニューでやっておりますので、そっ

ちのほうで確保したいというふうに考えております。

[27番「わかりました」]

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

2点お尋ねをしたいと思います。

今426ヘクタールの最終的な公共下水道の部分については、補助金は浄化槽の対象となつとらんで言いよつたですね、戸別は対象となつとらんで言いよつたでしょう。そいぎ、例えば426ヘクタールの中に入っている方が戸別で浄化槽をつくったら、極端な言い方すれば、426ヘクタールで100年ぐらいかかるとやなかですか。そいぎ、100年間というのは、これは極端な言い方かも知れませんが、100年間は自分たちで管理をなささいという話なんです。

そしてもう1点は、そういうことであれば、例えば農集排、さっき黒岩議員もおっしゃいましたけれども、農集排の場合は、もう今既に部品の交換、あるいは修繕部分というのが出てきていますよね、山内なんかは。そういう中で、私がいつか一般質問をしましたけれども、農集排の修繕部分、あるいは建てかえ部分等々が出てきたときも、それと戸別浄化槽で今回の議案の中に提出されている部分ですね、その部分というのは行政が見るわけでしょう。そうしたときに、426ヘクタールの一番隅の人、何年後になるか、50年後になるか、100年後になるかわからないそこら辺の人というのは、農集排の金も、結局、例えば建てかえ、つけかえ、補修費もろもろの金は税金で払っていかなければいけないということですね。そして、戸別浄化槽でする分についても、その人は税金で払うていかなばいかなんということでしょう。そして、例えば、自分のところの合併浄化槽をつけた部分については、自分で維持管理をしていきなさいというところでしょう。そういうことであれば、426ヘクタールの中の周辺部の人たちは、踏まれた上にけられたごた話ですよ。その辺については見直しをせんことにはどがんあとですか。何もされんということですよ。その辺ちょっとお尋ねしますけど。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

その420ヘクタール、あるいは200ヘクタールという集合処理区域ですね、これは昨年確かに作成しました。ただ、この420ヘクタール、あるいは北方の200ヘクタールというところを集合処理である場合、今のうちの財政力からいけば、確かに議員おっしゃられるように、30年、50年、あるいは100年かかるかも知れません。これをその設定の段階で、何年か先にはまた見直しますというところで今の排水処理基本計画は策定したところです。ただ、市町村型をスタートしたときの市民の方々の反応を見ながら、そんな遠くない時期に排水処理計

画は見直そうというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

19番山口昌宏議員

○19番（山口昌宏君）〔登壇〕

さっき言われたですね、5年後に見直します。5年後にどっち見直すかわからんでしょうもん。問題はそこですよ。要するに、二重払い、三重払いが生じるほうに見直すか、もう一方に見直すかわからんでしょうもん、見直しやけん。その辺について、もうあと聞かんけんが、そいだけちょっと答弁してください。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

今5年という数字を言いましたのは、使用料について見直すということを行いました。ただ、排水処理基本計画につきましては、排水処理基本計画を策定した昨年の段階で、そんなに50年も100年もかかるような夢のような計画じゃなくてというところから、うちの財政状況がどうなるのか、財政状況が上向きになるのか、右下がりになるのかわかりませんが、その段階で遠くない時期に、集合処理の420ヘクタール、あるいは200ヘクタールというのは減らす方向で見直しますということを考えておったわけです。集合処理というのは、どうしても余り広げたら整備に長期間が必要になるということから、水洗化を進めるためには市町村型が好ましいんじゃないかろうかというところを、そのときに検討したわけです。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

建設委員だから向こうで聞けと言われましたけれども、一応ちょっと大きな話と思いますので、この料金の算定基準というですかね、そこについて説明をいただきたいということが1点です。

それとあと、個人設置型の浄化槽を寄附するときに、もう清掃時期になってみんなが寄出し出したら、受け取った途端にずっとその清掃費が発生するというので、その辺も何か基準があった方がいいんじゃないかなと思って、お尋ねします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

まず、寄附についてですが、寄附につきましては、寄附される浄化槽の保守点検の状況を提出してもらって、そして、清掃してもらった浄化槽を寄附を受けるというふうに考えております。

それから、料金でございますが、料金につきましては、今一般世帯で20立米ぐらい大体水道を使われるというデータが出ております。その一般標準世帯の20立米の場合で計算しますと、この料金は月額3,990円になります。その月額3,990円ということからいけば、年間約4万8,000円程度の使用料となると思いますが、この年間使用料4万8,000円に対して、今本市が維持管理費で想定しているのが約5万7,000円ぐらいを今考えているわけですね。そこで、約8,000円近い赤字が1世帯当たり出るんじゃないかと想定しております。

○議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

○9番（山口良広君）〔登壇〕

ちょっと質問したいんですけど、今426ヘクタールの公共区域という地域があるわけでしょう。その中に、現在その地域で今新しい住宅も結構建ち並んでいるわけです。そういう施設の、市町村型の設置と個人での設置で今どんどん合併浄化槽でしているわけですけど、そんな場合の寄附と、寄附を受けて今度は市町村型で管理するわけでしょう。そこら辺のことをちょっと……、そこら辺のことがわかりませんので、そこを質問したいんですが。そこではできないわけですかね。その地域内はできないというわけでしょう。そこら辺の整合性をちょっと。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

今、浄化槽の寄附を考えておりますのは、この市町村型事業を導入する区域での既設置浄化槽については、寄附を申し出られたら寄附を受けますというところでございます。ですから、市町村型の区域じゃないところの浄化槽を寄附しますと言われても、今回の寄附を受けるということは、そういう地区からの寄附の申し出については受けないということで考えております。

○議長（杉原豊喜君）

9番山口良広議員

○9番（山口良広君）〔登壇〕

そしたら、その地域内のものは最終的に戸別でして、公共下水道事業が来るまで個人で維持管理しなさいということになってくるわけですね。——わかりました。

○議長（杉原豊喜君）

答弁要りますか。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（杉原豊喜君）

なるべく質問はダブらないように。もうほとんど答弁してあるので。4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

私も、今回の市町村設置型と個人設置型との費用対効果といいますか、使用料と、それから個人の負担はどっちが得なのかという部分の中で判断をして質問をしたいと思っておりますけれども、第27条の「個人設置浄化槽の寄附の申出をすることができる。」というようになっていきます。

そういった状況の中で、個人の寄附の申し出については、寄附の申し出をすることができるということですから、当然申し出があつてのことだと思いますね。ただ、そういった状況の中で、今、個人浄化槽を設置していらっしゃる方に対しては、通知をされて、意思確認をされて寄附行為を受けられるのかどうか。この辺は先ほど申し上げた費用が安く上がるのか、高くなるのか、それは個人によって、また使用状況によっても、また人数によっても違つてはくるかと思っておりますけれども、この辺の申し出に関してどのような考えがあるのかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

それと、寄附をしない方はそのままでもいいのかどうか、任意での寄附行為なのか、その辺の確認を1点だけお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

この市町村型を導入するに当たり、今から市報等でPRする、あるいは出向いていってPRするというのをやる予定でございます。ですけど、その寄附について、今個人で設置されておる方に、あなた寄附しますか、どがんですかという形での通知をするという計画は、今のところ持っておりません。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第2号議案

日程第7. 第2号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

おはようございます。第2号議案 武雄市部設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本条例は、行政施策と財政運営を一体的に行うことにより、効率的な行政運営を実現することを主な目的といたしております。

現在の総務部におきましては、職員の人事、防災、法制など行政の基礎的分野のほか、市税や財産管理などの財政分野を所掌いたしております。

企画部につきましては、総合計画に基づく事務事業の進行管理、事業調整や行政組織の調整、市民協働のまちづくりの企画など、総合調整の分野を所掌いたしております。

これらの両部の事務につきましては、行政の基礎的部分を担い、行財政の計画的な進行と管理、調整を推進する分野の業務であることから、一元化することにより市政の計画的な推進と管理を効率的に行うというものでございます。

第1条におきまして、総務部、企画部を統合し政策部にすること。第2条において、政策部の事務分掌。それから、附則におきましては各種審議会等の事務担当部局について改正することといたしております。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第2号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

今の答弁で、組織の簡素化とあわせ効率的な行政、市長も演告で述べられましたが、今の部長答弁もあります、組織の簡素化……

○議長（杉原豊喜君）

説明ですね。答弁じゃなくて説明。

○23番（江原一雄君）（続）

ああ、説明。部長の説明と市長の演告にもありますように、組織の簡素化とあわせ効率的な行政を進める。今統合することによって、それが可能だということでしょうか。簡素化と効率的なこと、具体的なことについてもう少し突っ込んで御説明をお願いします。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

御答弁申し上げます。

今まで、企画部門で企画の分野、そして財政、人事等を総務が受け持って、この、異なる部の連絡調整に私から見ても時間がかかっていたということは否めないことであります。これを、2つの部を1つにすることによって同時並行的に政策論議ができ、政策の企画ができると。そういった意味から、組織の簡素化、合理化が図れるというふうに認識をしております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

市長の答弁ですが、時間がかかっていたという意味は、それとあわせて時間を短縮するという意味で、政策論議が進むという意味で、この間の平成19年度からの機構改革を進められ

たわけですが、そういう意味で、これまでの総務部と企画部が統合するという意味では、非常に大きな意味を持っていると思います。

一方、やっぱり総務部というのは市政全体、事務の全体の把握をしながら、あるいは企画部というのは、そういう意味では非常に先を走るといいますか、企画立案をしながら、本来、調整もあわせてやらにやいかんと思いますけれども、そういうものが、ある意味ではともに携えながら、また、ともに検討しながら、そういう意味では時間がかかっていたという側面は、やはり自治体というのはいろんな側面があると思います。やっぱり総合的な観点で施策を進めると。

私は、今市長が答弁で言われましたけれども、説明の中でも言われましたけれども、時間がかかっていたということ省略するという意味では、即決主義といえますか、それを私は危惧する一人であります。

そういう意味で、これまでの行政というのは、やはりさまざまな時間をかける問題と、あるいは時間を、よりスピードを上げて市民の負託にこたえるという側面は、私は両方あってしかるべきだと。しかし、市長はある意味で、時間がかかっていたということに対して、これまでの事務の進め方でもどかしさを感じられたのかなと今の説明を受けて感じるんですが、この間、3年間携わって、そういうことを随所に感じられたからこれを統合すると、政策部をつくるという思いに至られたのかなと。ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いいえ、全く違います。私は、より市民の皆様、議会の皆様からの意見を聞くために今回統合をしたのであって、その意思決定に当たっては、それは迅速かつ的確にやる必要があるだろうと。したがって、今まで時間をかける必要のないところに時間がかかっていた嫌いが、これはどこの自治体もそうです。ありますが、より多聞第一、皆様方の意見を聞くために今回の統合をして、その政策決定に当たっては迅速かつ的確にやるといったことが今回の方針であります。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

私が先ほどお尋ねをした件については、重々今後検証したいと思いますので、そういう意味では十二分に、先ほど多聞第一と言われました。意見をお聞きしてほしいということを書いておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第3号議案

日程第8. 第3号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第3号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書11ページでございます。

この条例につきましては、昨年8月の人事院勧告並びに10月の佐賀県人事委員会勧告により、国県職員の勤務時間が改正されます関係から、これに呼応して条例を改正するものでございます。

改正の内容ですが、職員の勤務時間を現在の週40時間から週38時間45分に短縮するもので、1日の勤務時間は8時間から7時間45分になります。これについては、原則的に始業、終業の時刻を変更することなく、昼休みの時間帯を正午から午後1時まで15分間延長することに対応することにいたしております。

なお、改正に当たりましては、武雄市職員の育児休業等に関する条例及び武雄市職員の給与に関する条例にも関連いたしますので、一括して改正条例を提案するものでございます。

条例の施行日は、平成21年4月1日からとしております。

以上、補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第3号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第4号議案

日程第9. 第4号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第4号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。議案書の12ページをごらんください。

今回の改正は、平成21年度から新たに2つの特別会計を設けるための改正でございます。改正分に沿って御説明申し上げます。

第1条の改正規定では、武雄市戸別浄化槽事業特別会計及び武雄市新工業団地整備事業特別会計の2つの特別会計を設けるための改正を行っております。

第3条の改正規定では、武雄市戸別浄化槽事業について、地方自治法第218条第4項の規

定に基づき、弾力条項を適用することができる特別会計とするための改正を行っております。

附則では、この条例の施行日を定めています。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第4号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は所管の常任委員会へ分割付託をいたします。なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第10 第5号議案

日程第10. 第5号議案 武雄市文化財保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。浦郷教育部長

○浦郷教育部長〔登壇〕

第5号議案 武雄市文化財保護条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。議案書は13ページをごらんください。

改正の内容につきましては、市の重要文化財や史跡、名勝、天然記念物につきまして、盗、壊や現状変更等をした場合の罰則規定を強化し、保護強化を図るためであります。

また、附則第1条で3カ月の周知期間を設け、施行期日を平成21年7月1日とするよう定めております。

以上、補足説明を申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第5号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11 第6号議案

日程第11. 第6号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

第6号議案 武雄市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

議案書の14ページをお願いします。

現在、乳幼児医療費の助成については、3歳未満児の入院、通院の全疾病に係る医療費の一部負担金相当額の助成と、3歳以上就学前の医療費については、歯科医療に係る医療費の一部負担金相当額、入院に係る保険給付の一部負担金の2分の1、障害者手帳を持つ児童の

保険給付の一部負担金の2分の1の助成を行っておりますが、今回3歳以上就学前の乳幼児の全医療に係る助成拡大のため、条例改正をお願いするものでございます。

条例の主な改正部分は、第4条第2項から第4項です。

第4条第2項及び第3項は、第2号対象者3歳以降就学前児の助成に伴い、第1号対象者3歳未満児の助成に係る条文の整備です。

同条第4項は、第2号対象者の保護者が医療費の一部または全部負担した場合、一部負担金に相当する額から診療報酬明細書ごとに300円を控除した額を助成するものであります。

薬局については、一部負担金の全額を助成するものです。

第5条は、見出しの変更と第2号受給資格者も登録を受けることを定めるものです。

なお、この条例の施行日につきましては、平成21年4月1日といたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第6号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12 第7号議案

日程第12. 第7号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第7号議案 武雄地区休日急患センター設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の16ページでございます。

議案の提案理由といたしましては、平成20年度の診療報酬に係る算定方法の告示の制定に伴い改正するものでございます。

議案参考資料、新旧対照条文12ページをごらんいただきたいと存じます。

第5条中、「療養による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年厚生省告示第177号）」を「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」に改めるものでございます。

施行につきましては、公布日といたしております。

なお、武雄地区休日急患センター設置条例につきましては、診療報酬の改定に合わせ改定を行うべきところを、改正を行っておりませんでした。おわび申し上げ、今後このようなことのないように努めてまいりたいと思います。

以上で第7号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第7号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第13 第8号議案

日程第13. 第8号議案 武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第8号議案 武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の17ページからでございます。

本条例は、浄化槽に接続する水洗便所の改造工事について、融資あっせんの対象とするとともに、対象となる建築物を見直すための一部改正でございます。

議案参考資料の新旧対照表13ページを御参照ください。

融資あっせんの対象となる改造工事を、現行では公共下水道及び農業集落排水処理施設に接続するための改造工事としていましたが、4月から導入予定の市が設置する戸別浄化槽及び市の補助を受けて個人が設置する浄化槽に接続するための改造工事も融資あっせんの対象に加えることとしております。

また、現行では、居住用に限定しておりました対象となる建築物について、居住用以外の事業所等の建物も融資あっせんの対象とすることとしています。

それでは、改正の内容ですが、第1条は戸別浄化槽へ接続するための工事を融資あっせんの対象に加えることにより改めるものでございます。

第2条は、戸別浄化槽について用語の定義に加えるものでございます。

第3条は、対象となる改造工事を公共下水道及び農業集落排水の処理区域内の居住の用に供する建築物としていた改造工事を、浄化槽による区域を含めた市内全域を対象として、居住用以外の建築物の改造工事も融資あっせんの対象とするものでございます。

第4条第5号の括弧書きは、個人設置の浄化槽に接続する際に融資あっせんを受けた人が、公共下水道等に接続するときの改造資金について再度融資あっせんを受けられるように改めるものでございます。

第7条は、戸別浄化槽等を対象に加えたことによる改正でございます。

第12条は、利子助成の対象を公共下水道及び農業集落排水施設へ接続するための改造資金

としております。

なお、附則で、本条例は平成21年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第8号議案に対する質疑を開始いたします。4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

1点だけ確認をしておきたいと思います。

公共下水、それから農排は、利子補給の対象となっているようではございますけれども、この戸別浄化槽は対象外というふうになっております。同じ生活排水処理事業ですね、それから水環境整備事業を早期に実現していくべきという中で、なぜこの戸別浄化槽は対象外になっているのか。先ほど質問というか、あつておりましたけれども、農排、それから公共下水の一般財源から補てんをしておる中で、そういった状況をかながみますと、この戸別浄化槽も利子補給は対象とすべきというふうな形で私は考える一人ではございますけれども、御見解を、ちょっと確認をしておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

議員御指摘のなぜかという理由につきましては、集合処理につきましては、下水道法、あるいは建築基準法、あるいは市の条例で、3年以内に接続しなさいという条例、法令がございます。ただ、この合併浄化槽については、そういう規定がございませんので、その改造義務については利子を助成すると、改造義務のないものについては利子までは見ないと、あつせんだけということで、この条例になったというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

規定がないから助成はしない、対象外と。改めて5年以内にぜひ早急に設置をしてくれというふうな形で別に適用をつければいいんじゃないですか。そして、早急にこういうふうな形の整備も当然していくべきですから、その辺の考えをもう一度確認しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

ちょっと説明不足ですみません。今回のこの利子助成、融資あつせんというのは、この条例をつくった発端が、農集排の維持管理に対して、どうしても維持管理の費用に対しての収

入が少ないということで一般財源を投入していると。この赤字をですね、接続率をアップすることによって減少させるというところから、このあっせん利子助成がスタートしたわけです。そういうところから、今回の戸別浄化槽についてはそこまで考えていないというところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第14 第9号議案

日程第14. 第9号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。宮下水道部長

○宮下水道部長〔登壇〕

第9号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案集19ページ、議案参考資料16ページをお開きください。

水道普及率は現在98%を超えておりまして、面的整備はほぼ完了したと言えますが、水道本管が近くにないなど、さまざまな理由により未普及の家屋が散見しております。水道は重要な生活インフラであり、基本的には希望するすべての方に給水することが求められることから、配水管からの取り出し費用の一部を需要者から徴収し、市が配水管とみなして布設するため条例を改正するものでございます。

第1項におきましてはただいまの趣旨を、第2項では分担金の上限、第3項では納付手続、第4項では一括納付、第5項では施行規定に委任する旨を規定しております。

制度の概要でございますが、本日お配りしましたA4版の資料1枚物をごらんいただきたいと思っております。

表題に「武雄市給水条例一部改正参考資料」と書いたものでございます。

(2)の図をごらんください。

水道本管から取り出した水道施設を給水装置と申しまして、この部分の設置は本来個人が設置し、個人が負担します。この給水装置のうち、配水本管からの取り出しから第1取水栓までの工事費を本制度の対象工事費と考えておりまして、その工事費の額は基準額30万円ですが、これを超える場合に申し込み者から分担金を徴収し、残りを市が負担することによって配水管として布設しようとするものでございます。

(3)の分担金及び市の負担額に記載しておりますように、分担金の額は30万円を超える部分の3分の1の額を加えた額としております。残りの部分を市が負担することとなりますが、著しく多額の工事費が発生するような場合を想定しまして、市の負担額の限度額を100万円と設定いたしております。

なお、近くの方が複数合意のもとに同じような形で申し込みをされるというような場合が想定されますので、記載しております計算式により算定した額を御負担いただくということになります。

基準額を30万円としましたのは、現在、水道事業が保有します固定資産が、これまでの加入者により形成されたものであると考え、固定資産総額を加入者数で割った額として算定しております。今後の加入者についても応分の負担をお願いするという考えで定めております。

また、超える部分の負担割合を3分の1としましたのは、以前の拡張事業の際に高所負担金制度というのがございましたが、この制度を参考に定めております。

なお、施行期日につきましては、平成21年4月1日といたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第9号議案に対する質疑を開始いたします。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

初歩的なことでございますけれども、この給水施設をですね、分担金を出すことによって権利はどっちになっていくのかということなんですね。それはどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

宮下水道部長

○宮下水道部長〔登壇〕

この制度を適用しますことによって、本来、給水装置は個人の権利でございますが、管理についても個人さんが管理していただくということになりますが、これを配水管という形で、公道部分につきましては配水管となりますので、結論的に申し上げますと、権利は市のほうに帰属する、分担金をいただいて市の管理区間になるということになります。

○議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

これは遠いところで、今後開発予定地はいろいろあると思うんですね。最近は開発は減りましたがけれども、そういう場合は、一番遠いところを先につくれば、その権利、あるいはまた市がとると。ここで漏水した場合、いろいろあるわけですね。

今まで、本管と送水管としますと、送水管は個人のものだったと。しかし、メーターからは修繕するけど、途中漏水しても修繕しないよと。言っていることがわかりますか。権利が物すごく左右するんですよ。だから、金を出せば、ある程度の個人の意思がなければ、例えば高いところにつくって勝手に横に引けば、上に水が入らなかつたりするんですよ。そういう場合も想定されますので、想定した上での話だと思いますけれども——漏水だけ聞

いておきましようかね。

本来個人ですよ、送水管の管理はですね。その場合、漏水で——北方で大分これはもめましたからね。結局は個人に出させるわ、漏水箇所は修繕させられるわですね。しかし、メーターに係らんから修繕しないんですよ。だから、全部もう北方町はしてしまったんです。本管同様の扱いをすると。引くなら引かにかいかん、引いたらすぐもらいますよとって、全部つくってしまったんですよ。だから、そこが気になるんですけども、個人の権利は発生しないですね。

○議長（杉原豊喜君）

宮下水道部長

○宮下水道部長〔登壇〕

お手元の資料の図面を見ていただきまして、今回の制度の対象となる部分というふうに矢印で引いておりますが、第1止水栓までの間というものにつきましては、従来ですと給水装置といいまして個人の責任区間であるということになっております。ただし、公道区間の部分は不特定多数の方が通行をされるということになりますので、現在この区間について漏水が発生する場合については、原因不明の場合につきましては、すべて水道事業で漏水対応の工事としております。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第15 第10号議案

日程第15. 第10号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

第10号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の21ページをごらんください。

この議案は、市民病院で行う人間ドック及び脳ドックの料金を見直すとともに、人間ドックの追加項目、いわゆるオプション検査の項目を追加するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

具体的に申し上げます。人間ドックの基本検査手数料を3万6,750円、脳ドックの検査手数料を3万1,500円にそれぞれ改正し、人間ドックの追加項目に大腸カメラ検査など7項目を追加するものであります。

そのほか、診療報酬の算定に関する厚生労働省告示の改正に伴い、告示番号を改める改正をお願いしております。

以上簡単ですが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第10号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第16 第11号議案

日程第16. 第11号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

第11号議案 財産の取得について補足説明申し上げます。

議案集の23ページでございます。

議案資料の1ページから5ページに資料をつけております。

それから、6ページのほうに土地売買仮契約書の写しを資料として添付しております。

今回議決をお願いしております土地につきましては、武雄温泉保養村整備事業用地として武雄市土地開発公社で先行取得をしたものでございまして、武雄市土地開発公社の経営の健全化に関する計画に基づき、平成19年度と平成20年度に同公社から取得するもののうち平成20年度取得分で、武雄市武雄町大字永島16188番5の外33筆、面積で4万2,321.93平方メートル、取得価格につきましては1億968万6,541円となっております。

以上簡単でございますが、補足説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第11号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

2点だけ確認をしておきたいと思います。

議案資料の中で、位置図、字図等がついておりますけれども、今回の土地以外にまだ公社の所有地が保養村にあるかどうか、その部分の確認と、それから、その議案資料の中で取得価格の算定資料がついていませんものですから、その辺の提出ができるものかどうか、確認をさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

まず、1点目の保養村の用地につきましては19年度と20年度です。これですべて終わるということでございます。

それから、算定の資料でございますけれども、これについては平成3年から平成9年度に公社のほうで取得したものでございまして、その当時、山林が1,235円、それから、ため池関係も同じく1,235円ということで、今回の取得価格については、今までの期間の事務費、利子等を含めまして今回計上したということで、その当時については平均で1,564円8銭でございますが、今回は平米で2,591円7銭ということになっています。約1.66倍になったということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。29番黒岩議員

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

すみません、私、今手元に計算書を持っておりませんので、即は言えないんですけども、今の土地の動向ですね。土地の考え方、平成3年ぐらいから今までの動向を考えてみて、土地をどう計算するかですよ、市長。結局は、買った土地にいろんなものをプラスして幾らだという売り方ですよ。実際、世の中の動向というのは、今土地は完全に落ちてしまって、そのときに、高く売するのに自分だけは「いや、前買うたしこで買うてくんさい」と言うたけんで、それはなかなか売れないと思います。

土地の価格を出すときには、議会だからそういう形で出されるのかなと思いますけれども、例えば、それプラス不動産鑑定士とまでいきませんが、大体はこういうことがあるんですよというのを付随して説明してもらったほうが、よくわかりやすいと思いますけど、先ほどの説明では平成3年に買いましたと。そのころは多分まだ高かったと思うんですね、土地の価値が。それがずっと下がってきて、しかし、それプラス事務費ですよという考え方ですね。これはやっぱり、土地に対してはある程度変えるべきじゃないかと思いますが、そこの辺どうお考えですか。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

価格の考え方でございますが、開発公社から一般会計等で買い戻しをする場合については、従来から帳簿価格で買い戻しをしてきたという経過がございます。今回もそういうことでお願いしております。

ただ、一般会計が買い戻しをした場合とか、あるいは公社から直接民間等へ売却する場合については、先ほど言われましたように、直近の価格とか、あるいは近傍の価格、あるいは不動産鑑定をして売却をするというふうな、これについては基本的な考え方だと思います。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

2点だけお尋ねします。

例えば、保養村の整備事業の関係の中で、要するに、例えばアネックスとか、そういう問題が新聞でももう既に、あそこの周辺をどうこうするというような話等も出ておったようでございますけれども、実際に保養村的な性格を壊すような企業に売ったりするということになると、全体の価値を下げるということになるわけですね。そういう感覚とか、そういう問題については十分検討されてこういうふうに進んでいっているんですかね。そこらをちょっとお尋ねしたいと思います。

もう1点は、実は保養村が本当に活用されるために、例えば、ちょっと荒地になっているところがあったと。そういうところを、ほかのボランティアの団体とか、いろいろな地域の活動団体をお願いして、一例として山野草の会とかありますね。そういう会をお願いして、何年もかかって、その土地をきれいな山野草園にしてもらって、もう本当に九州には余りないような立派な山野草の会になっている。山野草の何と申しますか、なっているわけですよ。

そういうのを、よそから買い手があるからこのまましてくれとか、そういう意見等も会のほうにあっているというようなことを聞きます。

私が申し上げたいのは、これは一般質問で申し上げた折も具体的に出ていますので、そういったような、本当に保養村として、武雄市が最初につくった、サイエンスビレッジとも私は言っている宇宙科学館をつくる時の誘致運動でも言いましたけれども、単なる人を集めるということだけではなくて、最初あそこがそういう市民の保養の村だと、あるいはそういうふうな雰囲気を持った施設、環境にしたいということで、いろんなものをあんまりつくらせんとか、そういう時期もあったわけですよ。

だから、そういうことを考慮した上でこういったようなものが進められているか、そういったものをちょっとお尋ねしておきたいと思いますが、お答えできればしてください。

○議長（杉原豊喜君）

前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

今回の議案につきましては、公社からの買い戻しの議案でございます。

先ほどお尋ねの件については、分譲等につきましては保養村の第3次の計画もございまして、それにのっとって分譲をしていくということで考えています。

それから、一般質問でも理事のほうから答弁したと思いますが、今現在、アネックス関係で昨年買い戻しをした用地を分譲してほしいというふうな話もあっておりますので、これについては、そういう会のほうと十分協議して今後事業を進めるということで考えます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第17. 第12号議案 市道路線の廃止についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第12号議案 市道路線の廃止について補足説明を申し上げます。

議案資料8ページをごらんください。

今回廃止する路線は、図面に示しております3路線でございます。今回の廃止路線につきましては、佐賀県の道路網再編に伴い、これまで県と交換協議を行ってきた路線でございます。県に関する路線でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第12号議案に対する質疑を開始いたします。30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

市道の路線が、例えば廃止をして県道になるとか、そういうことについてはいろいろ異議があるわけではございません。ただ問題は、気になるのが、最近特にそうなんですけれども、今まであった古い地名ですね、歴史をあらわすような地名が、路線の変更によって消えてなくなっていることがよくあるわけですよ。今度、人馬屋線ですね、これも歴史的な道ですね。郡役所線、これも武雄の歴史の中で郡役所があった、そういうところ。武雄が伊万里県の武雄町であったとき、長崎県の武雄であったときもあるんですね。伊万里県、長崎県になったことがあるわけですから、皆さん御存じのとおりですよ。

そういうふうなところから考えたとき、そういう歴史的な道路を、路線の変更によって、例えば味もそっけもないような場所から場所までの、いわゆる行き先だけを示すような路線名になってしまったのでは非常に残念と思いますよ。お金が要らんわけですから、強いて言えば、例えば、そういうふうなところ、仮に県道に移る場合に路線名が変わるとすれば、その起点なりその道路が昔こうだったと、今まで——まだ変わっていないですから、こういう道だったという標識を立てるぐらいの気持ちで、もっと歴史とか経過を大事にして路線の変更をせにゃいかんじゃないかと、そういう気がいたしますが、それについての考え方を、大事にした路線名の変更かどうかをお尋ねいたします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

今回廃止する路線は県道に認定されるわけですが、その際の県道の名称につきましては県が名称を決めるということになります。それで、ここの、例えば郡役所線とか、あるいは小楠総合庁舎線というのは、今の武雄伊万里線のつけかえという形になりますので、完全に名前が消えてしまうという形になります。

ただ、議員おっしゃるとおり、由緒ある名前ということでございますので、そこら辺については、道路ネーミングということについて、以前も山内のほうで路線の認定、あるいは武雄のほうもバイパスのネーミングライツをされたように、地域としてのそういうふうな盛り上がり、あるいは賛同が得られれば、そのネーミングライツで考えていきたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

考えるじゃなくて、今まであんまり考えていないから、あえてこういう大事なつけ方を申し上げているわけです。例えば十間堀とか、そういうのも既に形としてはなくなっていますよね。非常に大事な地域があるんですから、そういう点を含めて、まあ検討するという事です。ですから質問はこれでいいですけども、そういう問題があるということを質疑の中で指摘しておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

ここで議事の都合上、1時20分まで休憩をいたします。

休	憩	11時59分
再	開	13時21分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 第13号議案

日程第18. 第13号議案 市道路線の認定についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第13号議案 市道路線の認定について補足説明を申し上げます。

議案資料9ページをごらんください。

今回認定する路線は3路線でございます。認定路線につきましても、廃止路線同様、佐賀県の道路再編に伴い、これまで県と交換協議を行ってきた路線でございます。現在まで県道として管理されておりました路線を、今回市へ移管される路線でございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第13号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第19 第14号議案

日程第19. 第14号議案 武雄市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。
提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第14号議案 武雄市土地開発公社定款の変更について補足説明を申し上げます。
議案書の28ページでございます。

武雄市土地開発公社定款の変更は、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を経て佐賀県知事の認可を受ける必要がございます。

今回の変更については、まず第9条の変更でございますが、これは土地開発公社幹事の職務に関する規定が、公有地の拡大の推進に関する法律等の改正によって、民法に規定する職務から公有地の拡大の推進に関する法律に規定する職務となったため、変更するものでございます。

第16条及び第23条の変更につきましては、土地開発公社の経理基準要綱の改正により、キャッシュフロー計算書の作成が義務づけられたため、定款に加えるものでございます。

施行日につきましては、佐賀県知事の認可のあった日からとしておりますが、法律の改正に伴い変更する分につきましては、公布の日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第14号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第20 第15号議案

日程第20. 第15号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第13回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第15号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第13回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の最終見込みよる調整のほか、現下の厳しい経済状況に対応するため、平成20年度の国の補正予算により対策が講じられました地域活性化生活対策臨時交付金を活用し、新たな事業の追加をお願いしております。

補正予算書1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に8,159万5,000円を追加し、補正後の

総額を204億8,615万4,000円とするものでございます。

第2条から第4条で、繰越明許費の追加、債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の変更をお願いしております。

特に、予算書6ページの第2表繰越明許費補正では、主に地域活性化生活対策臨時交付金事業にかかわる事業については、平成21年度に事業を繰り越して行う必要がございますので、繰越明許費の追加をお願いしております。

予算書9ページをごらんください。

第3表で、債務負担行為の追加と変更をお願いしております。追加では、ふるさと創生人づくり・まちづくり事業を活用し、3月から4月にかけて、やまうちワールドフレンズ協議会により、市内の中学生のアメリカ合衆国セバストポール市への訪問が計画されましたので、これに伴い債務負担行為の追加をお願いしております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明申し上げます。

今回の補正では、先ほど申し上げましたとおり、国の経済対策に伴う地域活性化のための交付金事業の追加補正と、事業費の実績や最終見込みによる減額補正をお願いしておりますので、減額にかかわる個別の説明は割愛させていただき、追加補正のうち、その主なものについて御説明申し上げたいと思います。

なお、別途配付しております予算議案参考資料の15ページに、地域活性化生活対策臨時交付金対応事業の一覧を参考までに掲載しております。

予算説明書の(16)ページをごらんください。

2款．総務費では、山内支所周辺の駐車場の整備と旧山内町庁舎の解体に要する経費をお願いしております。これは、山内デイサービスセンターを改修して、老人福祉センターの機能をあわせ持つ施設として整備を予定しており、これに伴い施設周辺の整備を行うもので、地域活性化交付金を活用して取り組むものでございます。

(20)ページ、3款．民生費では、地域活性化交付金を活用し、山内老人福祉センター整備にかかわる設計委託料をお願いしております。

(24)ページの4款．衛生費では、地域活性化交付金を活用し、新型インフルエンザ発生に備え、職員用のマスク、防護服などを購入することにしております。

(25)ページの6款．農林業費では、地域活性化交付金を活用し、ため池のしゅんせつや農道の改良舗装を行うことにしております。

7款．商工費では、地域活性化交付金を活用して、商店街活性化プレミアム商品券事業に対する補助金をお願いしております。これは市内商店街の活性化のため、市内の商工会議所、商工会により、1万円の商品券に1,500円相当のプレミアムをつけて販売が計画されておりますので、1,500円相当のプレミアム部分と商品券発行に要する事務費に対し、補助を行うことにしております。

(26)ページの8款. 土木費では、地域活性化交付金を活用し、事業費の増額をお願いしております。

(28)ページ、10款. 教育費、1項. 教育総務費では、市立幼稚園、小・中学校のテレビ地上デジタル化に要する経費をお願いしております。

次に、(29)ページの3項. 小学校費では、若木小学校において自校炊飯方式による米飯給食を行うための経費をお願いしております。また、西川登小学校校舎大規模改造第2期工事費や、武雄小学校校舎改築工事設計委託料を地域活性化交付金を活用して行うこととしています。

(30)ページの4項. 中学校費では、地域活性化交付金を活用し、武雄中学校校舎改築工事にかかわる設計業務委託料をお願いしております。

続きまして、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

予算説明書の(7)ページをごらんください。

10款. 地方交付税、1項. 地方交付税で、普通交付税の増額をお願いしております。これは、当初予算では国が示した推計方法に準じて、19年度決定額の約2%減で計上していましたが、地方再生対策費の創設等により増額となりましたので、今回補正をお願いするものでございます。

(9)ページ、14款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金、1目. 総務費国庫補助金では、国の経済対策を受け、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金及び地域活性化・生活対策臨時交付金等を計上しております。これらを活用して、先ほど歳出で申しあげました各種事業を行うことにしております。

(14)ページの18款. 繰入金、2項. 基金繰入金、5目. 公共施設整備基金繰入金の減額をしておりますが、これは当初予算段階で財源が不足したことにより、西川登小学校改築事業や文化会館の営繕工事費にこの基金を充当して事業を行うこととしておりましたが、市税、地方交付税等の増収や、歳出における事業費減額により生じた一般財源を活用し、今回、基金繰入金を減額し、公共施設整備基金の総額を確保するものでございます。

(15)ページの21款. 市債、1項. 市債、5目. 教育債及び7目. 水道企業出資債で、将来の公債費負担を軽減するため借換債の減額をしておりますが、これも市税、地方交付税等の増収や、歳出における事業費減額により生じた一般財源を活用して行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第15号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

繰越明許費のほうで、今、総務部長のほうから詳しく説明ありましたが、この2表の繰越明許費の補正というのは、22事業で3億7,000万円程度になりますね。

私自身の認識からいくと、繰越明許というのは、何らかの理由でその年度内に支出が完了しない場合、翌年度に繰り越し支出できるようにされた経費のことだと。従来、私の頭はそういう当初予算、あるいは補正で事業を組んでおいて、何らかの事情で事業が完了しなかったと、それを次の年度で完了させたいと。次の次、次々年度というのはあり得ませんからね。そういう認識でいましたけれども、もちろん国の今の不景気のもとで地域活性化交付金が来るという前提で、22事業、3億7,256万円が計上されているわけですが、これは、この地域活性化交付金でやろうということと、当初から次の21年度でやろうという事業も中に入っているはずですね。これが今回、こういう措置があったので繰越明許にしてあるということだと。

私自身は、繰越明許というのは、そういう当初予算で組んだ事業が遂行できなかった、あるいは補正で組んだけど遂行できなかった。今回は逆ですね、国がこういうお金、交付金でやるから、先に事業を選択しておいて次年度で繰り越してやると。そうすると、21年度当初予算の中に組み込まれていた分を前倒しでやるという事業内容は入っていないんですか。当初予算はあした審議になりますけれども、それを聞いておきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

今回、繰越明許費が多いのは、もう議員おっしゃるとおりでございます、この繰越明許費、20年度補正に上げてきましたのは、21年度から23年度までの事務事業計画に上がっていたものを前倒しで今回補正に上げている。だから、21、22、23年度で予定しておったものもでございます。当初予算に上げておったということではございません。あくまでも事務事業計画書に上がっていた部分で21年度にやる部分、22年度にやる部分も含めて、今回前倒しで補正として計上させてもらったので、事業の遂行上、繰越明許させていただいたということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

こういう今の不景気の中で、緊急避難的な事業選択ということがあり得るんですか。国の交付税としては、事業としては従来やらないかん事業が計上されておるわけですよ。そうした繰越明許のやり方というのは、過去にもそういうことあったんですかね。いわば臨時的な交付金で対応しようとするわけですが、制度そのものとしては、原則、柔軟に対応するということもあり得る話ですけど、その根拠は何ですか。

○議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

こういった前倒しでの補正で予算を上げて繰越明許で行うということは、これまでも何回もあっています。学校建設なんかは特にそれが多かったですね。それから、19年度で行いました小・中学校のパソコンの事業、これについても前倒しで補正で計上して、繰越明許をして、次年度に実際は事業を行ったというようなことでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

(16)ページの山内支所の問題ですけど、支所周辺の駐車場整備工事。以前、旧町時代に、ここを総合福祉センターとして、用地取得のときの問題ですが、建物を建てることによって、土地を売買する上で、県の収用委員会が提出書類を受けて課税免除をするということのいきさつがなっているわけですが、今回この駐車場整備というのは建物を建てないわけですが、そこの整合性はどうなっているんでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

過去、公拡法を適用して税制優遇措置をとられたということは聞いております。そういうことから、どういうふうになるのか調べたところ、特に問題はないということで今回進んでおります。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

県の収用委員会について、当時、建物を建てないと課税免除はできないということを、当時の経過からしますと説明を受けていたんですよ。

本来、今回の件で、今の部長の説明でちょっと理解できないんですけども、そしたらあの当時、早く駐車場整備、私は、あそこは本当に町民の、一番町内のへそのところですから、きれいに整地をして立派な町民の憩いの場として活用できたんじゃないかと。この3年間、こういう経過を経んで、ほったらかされたわけですけども、全然、だから説明が違うんですよ。

あの当時、いろいろ議論をしましたよ。もちろん県の収用委員会がそれでいいというなら一番いいわけですけども、あの当時、県の収用委員会として、ちゃんと申告に基づいて建物を建てることによって、その整備計画に基づいて課税免除をされたんですよ。そこには、建物を建てない限りは買うこともできないと、地権者の皆さんの御同意も得られないという経過がありましたので、ちょっと腑に落ちないんですけど、正確に県の収用委員会の説明を

もう一回御説明いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

角企画部長

○角企画部長〔登壇〕

課税免除をした土地ということでございますが、聞いてみたところ、特に問題ございませんと、改めて課税をするとかということはありませんということをお聞きいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

じゃあ最後に一言ですが、逆に言いますと、今回のほうが、私はそれはもちろん妥当性があるかなと思いますけれども、県の収用委員会にその当時の経過をちゃんと聞いて御回答いただきたいと思います。その当時の説明が正しかったのか間違っていたのか理解できませんので、お示しを願いたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

我々が当時の県の収用委員会の見解について、今コメントする立場ではない。すなわち、先ほど部長が答弁したとおり、今後どうするかについて問題はないということでありますので、これをもって行政上の履行が生じるものと理解をしております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。よろしく申し上げます。

日程第21 第16号議案

日程第21. 第16号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第16号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について補足説明を申し上げます。

平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算書（第4回）1ページをごらんください。

第1条で、今回の補正は予算の総額に歳入歳出それぞれ4,056万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億5,906万6,000円とするものであります。歳入歳出とも実績及び

見込みから補正をお願いするものであります。

それでは、平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算書、予算説明書より説明させていただきます。変更の内容につきましては、説明の欄をごらんいただきますようお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、(3)ページをお願いいたします。

1 款. 国民健康保険税につきましては、一般被保険者分と退職被保険者分と合わせて減額補正を行い、保険料を11億7,269万2,000円と見込んでおります。

同じく(4)ページ、3 款. 国庫支出金、1 目. 療養給付費等負担金では、減額の補正をお願いしております。

(5)ページに移ります。

2 項. 国庫補助金では、財政調整交付金を減額補正いたしております。

4 款. 療養給付費交付金は、退職被保険者に係る療養給付費等と老人保健医療費拠出金に係る分から税込及び第三者納付金を差し引いた分を全額交付金として算定しておりますが、平成20年度の医療制度の改革により退職医療制度が見直され、その退職分の当初予算を過少に計上しておりましたので、最終見込みで6,664万9,000円の増額の補正をお願いいたしております。

5 款. 前期高齢者交付金であります。4 款で説明いたしましたように、医療制度改革により創設された前期高齢者医療制度の交付金であり、最終見込み額が確定いたしましたので、増額補正を行っております。

(6)ページをお願いいたします。

2 項. 県補助金は、県の財政調整交付金の増額補正を見込んでおります。

8 款. 共同事業交付金の1 目. 共同事業交付金は、高額医療費共同事業に係る交付金で、該当医療費の80万円以上分について増額補正を行っております。

(7)ページをお願いします。

2 目では、1 件当たり30万円以上80万円未満の該当医療分の保険財政共同安定化事業交付金について増額補正をお願いいたしております。

10 款 1 項. 一般会計からの繰入金につきましては、保険基盤安定負担金等の一般会計からの繰入金として2,086万円を減額補正いたしております。

12 款. 諸収入、3 項. 雑入でございますが、交通事故等に係る第三者納付金等について増額補正を行っております。

(9)ページに移ります。

次に歳出でございますが、2 款 1 項 2 目. 退職被保険者等療養給付費、4 目. 退職被保険者等療養費、それぞれ負担金の増額を行っております。

次に、2 項. 高額療養費は、1 目. 一般被保険者高額療養費、2 目. 退職被保険者等高額

療養費について、それぞれ増額補正を行っております。

(11)ページをお願いいたします。

5款. 老人保健拠出金につきましては、1目. 老人保健医療費拠出金及び2目. 老人保健事務費拠出金につきましては、額が確定いたしましたので、減額で計上いたしております。

6款. 介護納付金、1目. 介護納付金につきましても、減額補正を行っておりますのでございます。

(12)ページに移ります。

7款1項1目の高額医療費共同事業医療費拠出金でございますが、対象基準額80万円以上の医療費の予定額を増額で計上しております。

3目では、保険財政共同安定化事業拠出金で、1件当たり30万円以上80万円未満の医療費の部分について減額をいたしております。

8款1項1目. 特定健康診査等事業費では、7節、12節、13節それぞれを減額で補正をお願いいたしております。

12款1項1目. 予備費でございますけれども、歳入歳出の調整として、減額で2,432万1,000円の補正を計上しております。

以上で補正説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第16号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第22 第17号議案

日程第22. 第17号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第17号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算書1ページをごらんいただきます。

第1条で、今回の補正は予算の総額に歳入歳出それぞれ80万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,977万3,000円とするものであります。

まず、歳入より御説明申し上げます。

(3)ページをお願いいたします。

1款. 支払基金交付金、1目. 医療費交付金、1節. 現年度分の支払基金医療費交付金、

2節．過年度分の支払基金医療費交付金を、それぞれ1節を減額、2節を増額し、380万3,000円の減額補正をいたしております。

2目．審査支払手数料交付金も、件数の増加により9万3,000円の増額補正をお願いいたしております。

2款．国庫支出金、1目の国庫費負担金と、3款．県支出金、1目．県負担金は、医療費に対する負担金でございまして、決定された負担で見込んで計上いたしております。2款の国庫支出金の医療費負担金は490万9,000円の増額、3款の県支出金の医療費負担金は122万7,000円の減額となります。

4款．繰入金は、医療費諸費に対して、負担金と同じ負担率で見込み、あわせて老人保健事務に要する経費について、一般会計からの繰り入れをお願いいたしております。

6款．諸収入、3項．雑入、1目．第三者納付金は、交通事故による第三者納付金を見込んでおります。

2目．返納金は、国民保険喪失後に国保を使った方の返納金を見込んでおります。

次に歳出でございます。

(5)ページでございます。

1款．総務費、13節では委託料6万8,000円の補正をお願いいたしております。

2款．医療諸費の1目の医療給付費及び2目の医療費支給費について、それぞれ減額補正をいたし、総額で510万円の減額としております。

(6)ページをお願いします。

3款．諸支出金、1目．償還金において、説明にありますように19年度の精算による国庫支出金返還金422万8,000円を計上しております。

以上で補正説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第17号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第23 第18号議案

日程第23．第18号議案 平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

第18号議案 平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の補足説明を申し上げます。

平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算書、1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出それぞれの予算額の総額に、今回の補正額6,850万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれの予算額を5億547万9,000円とするものであります。

それでは、予算説明書(3)ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

1款. 後期高齢者医療保険料、1目. 特別徴収保険料については、7,119万5,000円の減額をいたしております。

2目. 普通徴収保険料については、増額補正を976万9,000円をお願いいたしております。総計で6,142万6,000円の減額補正となります。

3款. 繰入金、1目. 事務費繰入金については、減額をいたしております。

2目. 保険基盤安定繰入金については、増額補正を行っております。総計で271万5,000円の減額補正となります。

4款. 諸収入、3項. 特定健康診査等受託費、1目. 特定健康診査等受託費については、436万4,000円を減額いたしております。

次に、歳出を説明いたします。

1款. 総務費、1目. 一般管理費を減額補正しております。

2項. 徴収費、1目. 徴収費、12節. 役務費については、300万円の減額をいたしていません。

次に、3項. 保健事業費で、1目. 特定健康診査等事業費で減額補正を行っております。

次に、(5)ページです。

2款. 後期高齢者医療広域連合納付金、19節. 後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、6,062万5,000円の減額補正を行っております。

以上で補正説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第18号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

部長の説明は、ずっと見ていくと減額されているなといったことがわかるんですね。何でそうなっているかというのを一言コメント入れなければ、常任委員会で論議するところはいいですが、例えば、特別徴収保険料が7,119万5,000円減額になっております。これは見ればわかるんですよ。何でこうなっているのかというのは、委員会では説明あるでしょうけど、一言、何でこうなっているのか教えていただけませんか。

○議長（杉原豊喜君）

國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

補正前で特別徴収税額が3億2,173万1,000円になっておりました。これが、与党プロジェクトチームの軽減策が8月12日に出されておりますけれども、均等割の7割軽減を9割軽減にする、これは所得税、所得額33万円以下すべてを9割にするということで、平均で8.5割の軽減ということで、武雄市では対象者が3,067名。それから、年金収入額の153万円から211万円の方、所得割額の50%軽減ということで軽減が行われ、特徴の方が7,119万5,000円ということになっています。

それから、普徴の増額でございますけれども、これは特徴から口座振替による見直しが行われまして、10月から切りかえております。特徴から普徴に口座振替ですね。それが10月末で225件、12月で27件、合わせて252件の方が特別徴収から普通徴収に変わったということで、普通徴収が976万9,000円の増額になっておるということでございます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第24 第19号議案

日程第24. 第19号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第19号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、農業集落排水施設使用料や加入金等の収入増及び繰越金の確定による補正をお願いするものでございます。

予算書の2ページ、第1表は歳入予算の額の内訳でございます。

それでは、予算の内容につきまして、予算説明書(2)ページ及び(3)ページから御説明いたします。

1款1項1目. 農業集落排水施設使用料は、接続戸数の見込み増に伴い、使用料収入を増額するものでございます。

2款1項1目. 分担金は、過年度分の分担金の収入増による増額でございます。

4款1項1目. 一般会計繰入金は、農業集落排水施設使用料や加入金等の増額に伴い、繰入金を減額するものでございます。

5款1項1目. 繰越金は、前年度繰越金の確定に伴う補正で、6款1項1目. 加入金は、新規に公共ますを設置した者の加入金収入の増額でございます。

6款4項1目．雑入は、立野川内地区中継ポンプの落雷被害に対する保険金収入でございます。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第19号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第25 第20号議案

日程第25．第20号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第20号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、公共下水道施設使用料や消費税確定申告に伴う還付金等の収入増による補正並びに公共下水道事業認可変更設計業務委託による補正をお願いするものでございます。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ1,348万6,000円増額し、歳入歳出それぞれ3億9,110万5,000円と定めるものでございます。

それでは、予算内容につきまして(3)ページの予算説明書で御説明いたします。

1款1項1目．公共下水道施設使用料は、接続戸数が当初の見込みより多かったことにより増額するもので、2款1項1目．負担金は、過年度分の受益者負担金の収入増による増額でございます。

(4)ページ、5款1項1目．繰越金は、前年度繰越金の確定に伴う補正でございます。

6款2項1目．雑入は、消費税の確定申告に伴う還付金等の収入でございます。

次に、予算説明書(5)ページの歳出について御説明いたします。

1款1項2目．事業費、13節．委託料は、平成16年に都市計画法及び下水道法の規定に基づき、32ヘクタールの事業認可を受けている現在の事業計画について、認可区域や計画人口等を変更するために、事業認可変更設計業務委託料を計上しております。

次に、予算書4ページ、第2表の繰越明許費の補正について御説明いたします。

先ほど御説明いたしました事業認可変更設計業務委託につきましては、国の平成20年度第2次補正予算に係る地域活性化生活対策臨時交付金の対象事業として採択を受け、実施するものでございまして、年度内完了が困難でありますので、繰越明許をお願いするものでございます。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第20号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第26 第21号議案

日程第26. 第21号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第21号議案 平成20年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、計画していました工事等を県で実施することになったこと等により、事業費の減額でございます。予算書2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ830万円減額し、歳入歳出予算の総額を3億6,267万9,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして予算説明書(3)ページ歳入から御説明いたします。

2款1項1目. 土地区画整理費県補助金の減額は、内示額の変更による減額でございます。

3款1項1目. 一般会計繰入金は、事業費の減額によるものでございます。

5款1項1目. 雑入は、新幹線対策として、武雄北部土地区画整理事業の工区分けを予定しておりますが、工区分けに伴い、事業計画、実施計画変更が必要となりましたので、その費用の一部を原因者であります鉄道・運輸機構から負担していただくものでございます。

6款1項1目. 土地区画整理事業債は、歳出の減額に伴うものでございます。

次に、(5)ページからの歳出でございますが、1款1項1目. 武雄北部土地区画整理事業費、12節. 役務費は、予定していました広告を県で実施しましたので、減額するものでございます。

13節. 委託料は、旧線路敷の宅地造成工事を予定しておりましたが、旧線路敷撤去を連立事業で県が施工することになりましたので、減額するものでございます。

22節. 補償補てん及び賠償金は、西浦交差点工事を繰り越したことにより、支障になる電柱移転が年度内に執行できないために減額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第21号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第27 第22号議案

日程第27. 第22号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

第22号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページでございます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,937万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を163億3,825万7,000円にするものでございます。

それでは、補正の中身でございますが、予算説明書の(3)ページをお願いしたいと思います。

歳入でございますが、2款.繰入金につきましては、競輪事業基金からの繰入金1億円を減額しております。

次に、3款.繰越金では、前年度からの繰越金2億9,937万2,000円を計上しております。

それから、4款1項1目.雑入では、特別競輪等臨時場外車券売場賃貸料等収入につきまして、実績見込みによりまして減額をしております。

次に、(4)ページの歳出でございますが、1款1項.競輪事務費では、競輪事業基金への積立金2億5,000万円をお願いしております。

1款2項.競輪開催費では、消費税の中間納付分をお願いしております。

2款2項.公営企業金融公庫納付金につきましては、法令が改正されまして、平成20年度以降、翌年度に前年度分の実績により一括納付する方法に変更されましたので、今年度分全額を減額しております。

3款.予備費については、歳入歳出の調整でございます。

それから、今回の競輪事業積立金の2億5,000万円につきましては、日本自転車振興会交付金の還付金、それから、先ほどの公営企業金融公庫納付金の減額分に相当する分を積み立てるようにしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第22号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第28 第23号議案

日程第28. 第23号議案 平成20年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）を議題と

いたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

第23号議案 平成20年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第1回）につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ154万2,000円を増額しまして、補正後の総額を2,404万5,000円といたしております。

説明書の(3)ページをお願いします。

まず、歳入の1款. 事業収入、1目. 給湯使用料を、実績見込みによりまして200万円減額補正をして2,050万円としております。

2款. 繰越金として、前年度繰越金を計上しております。

次に、歳出の(4)ページをお願いします。

1款. 事業費、1目. 給湯事業費を11万円減額補正し、2款. 予備費につきまして165万2,000円の増額をお願いしております。

以上で、簡単ですが終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第23号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第29 第24号議案

日程第29. 第24号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第4回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

第24号議案 平成20年度武雄市病院事業会計補正予算（第4回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、12月までの実績と1月から3月までの収支を見込み、編成をいたしております。

収益的収支では、1月の一日平均入院患者数が100.3人、2月が115.0人に回復するなど、収支は改善の方向に向かいつつありますが、結果として減額補正となりました。

それでは、補正予算書の1ページをごらんください。

第2条の業務の予定量であります。年間患者数を入院2万5,787人、外来2万6,486人に、一日平均患者数を入院70.7人、外来108.6人にそれぞれ下方修正いたしております。

次に、第3条の収益的収支について申し上げます。

18ページをごらんください。

収益的収入では、先ほど申し上げましたとおり患者数を下方修正した結果、病院事業収益の医業収益、医業外収益ともに減額し、本年度の病院事業収益を11億4,056万3,000円と見込んでおります。

収益的支出につきましても、病院事業費用の給与費、材料費等を減額し、本年度の見込み額を16億2,434万7,000円といたしております。

次に、第4条の資本的収支であります。これを御説明する前に、3ページの第5条、企業債の補正について御説明いたします。

当初予算では、器械備品整備の財源として1,980万円の起債を予定いたしておりましたが、病院の移譲を前にして起債を行わないことといたしました。したがって、第4条の資本的収入の企業債につきましても、その全額を減額し、あわせて21ページの資本的収入、他会計出資金を建設改良費の2分の1相当額となるよう調整したものであります。

3ページの第6条、議会の議決を経なければ流用できない経費につきましてもは給与費の、第7条、たな卸資産の購入限度額につきましてもは材料費の減額補正に伴い、それぞれ減額するものであります。

次に、6ページの資金計画について申し上げます。

今年度の経常利益につきましてもは、約4億8,000万円の赤字となる見込みであります。したがって、前年度からの繰越金を差し引いても、なお1億七、八千万円の資金不足となり、年度末においては一時借入金の借りかえで対処することといたしております。

次に15ページ、平成20年度の予定損益計算書につきましてもは、先ほど申し上げましたとおり、当年度の純利益見込み額は約4億8,000万円の赤字であり、前年度までの繰越欠損金と合わせ、当年度未処理欠損金は11億1,978万3,000円となる見込みであります。

16ページからの予定貸借対照表につきましてもは、ただいま申し上げました当年度の純損失等を見込み、調整いたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第24号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

一時借入金で1つ確認をしておきたいと思っております。

一時借入金の考え方としては、決算月の3月31日までという規定の中で、出納閉鎖の5月31日までというような改定がされたかと思っておりますけれども、この予算でいけば2億円ですね、借り入れが3月末で計上されていますから、5月ぐらいまでの償還の見通しがあらわれるのかどうか。その見通しがなければ起債として計上すべきではないかと、一借じゃなくてですね。その辺の見解をお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

ただいまの御指摘ですけれども、一時借入金の借り入れの根拠につきましては、地方公営企業法の29条に規定をされております。同条の第1項では、「一時の借入をすることができる。」という規定がまずございまして、第2項で「前項の規定による借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。但し、資金不足のため償還することができない場合においては、償還することができない金額を限度として、これを借り換えることができる。」というふうな規定がございまして、地方公営企業法第29条第2項の規定に基づいて借りかえを行うということでございます。

○議長（杉原豊喜君）

4番松尾陽輔議員

○4番（松尾陽輔君）〔登壇〕

借りかえできるという確認はしましたけれども、それは5月31日までに償還をしなければならないということにはなっていないわけですか。その辺だけ確認をしておきたいと思いません。

○議長（杉原豊喜君）

古賀市民病院事務長

○古賀市民病院事務長〔登壇〕

ちょっと言葉が不足をいたしましたけれども、地方公営企業法の第29条では、5月31日までに償還をするというような規定はございません。ただし、先ほど第29条の1項、2項について申し上げましたが、第3項につきましては、どういうふうに書いてあるかということですが、前項但書きの規定により借り換えた借入金は、1年以内に償還しなければならない。」という規定が第3項にございまして、この規定をもって対処していきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第30 第41号議案

日程第30. 第41号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第14回）を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

第41号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第14回）について説明を申し上げます。補正予算書1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出の総額に8億5,858万7,000円を追加し、補正後の総額を213億4,474万1,000円とするものでございます。

第2条で、事業にかかわる繰越明許費の追加をお願いしております。

補正予算説明書の(4)ページをごらんください。

2款. 総務費、2項. 企画費では、定額給付金とその支給にかかわる事務費をお願いしております。

定額給付金につきましては、基準日を本年2月1日とし、本市の住民である方を対象とし、65歳以上及び18歳以下の方に2万円、これら以外の方に1万2,000円を支給するものでございます。なお、対象者数は、65歳以上で1万2,796人、18歳以下で1万41人、19歳から64歳までで2万9,191人と見込んでおります。

次に、(5)ページの3款. 民生費、2項. 児童福祉費では、子育て応援特別手当とその支給にかかわる事務費をお願いしております。

子育て応援特別手当は、小学校就学前3年間にある第2子以降の子どもを対象に、1人当たり3万6,000円を支給するものでございます。基準日は、定額給付金と同様に本年2月1日で、該当者数を847人と見込んでおります。

以上、歳出の概要を申し上げましたが、これらを賄う財源として国庫補助金を計上しております。なお、いずれも平成21年度に繰り越して事業を行うこととなりますので、繰越明許費の追加をお願いしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第41号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第41号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対、討論省略」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第41号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は御異議がございませんので、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

なお、第15号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第13回）と第41号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算（第14回）の議案は、武雄市議会会議規則の規定により、議長において補正の回数、補正前の予算額、補正後の予算額、合計額の計数を整理させていただきます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 14時17分